

岐阜県看護補助者処遇改善事業費補助金交付要綱

[令和6年5月17日 制 定]

(総則)

第1条 県は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条及び第8条の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事の免許を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の指導の下に、看護の補助を行う者（以下「看護補助者」という。）の賃金改善を図るため、病院及び有床診療所のうち知事が別に定める医療機関の開設者（以下「補助事業者」という。）が行う看護補助者の賃金改善に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び看護補助者処遇改善事業実施要綱（令和6年1月11日付け医政発0111第1号厚生労働省医政局長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、こ

れを利用している個人又は法人等

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、知事が別に定める。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、当該申請書に定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(補助金の交付の決定等)

第5条 知事は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 知事は、前項の交付の決定をしたときは、知事が別に定める方法により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更（補助対象経費の20パーセント以内の減額を除く。）をする場合は、知事の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助事業者が地方公共団体の場合は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第2号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）の属する年度の終了後5年間保管すること。
 - (5) 補助事業者が地方公共団体以外の場合は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管すること。
- 2 前項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第3号様式）
 - (2) 前項第2号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日までとする。

(補助金の変更交付申請)

第8条 補助金の交付の申請を行った者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加で補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める申請書に当該申請書に定める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 第5条の規定は、前項に規定する変更の交付申請書の提出があった場合について準用する。

(実績報告)

第9条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、当該報告書に定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、補助対象事業の完了、中止又は廃止に係る補助対象事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、知事が別に定める方法により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付時期等)

第11条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、別に知事が定める方法により、別記第6号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第12条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした場合において、当該交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院の名称

代表者氏名（開設者）

年度岐阜県看護補助者処遇改善事業費補助金交付申請書

標記について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 所要額調書（別紙1）
- 3 処遇改善報告書（別紙2）
- 4 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- 5 賃金改善されたことが確認できるもの（給与規程の写し等）
- 6 その他参考となる書類（該当がある場合のみ添付）

国		地方公共団体										備考	
予算科目	交付決定額	歳入			歳出								
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額		支出済額		翌年度繰越額			
						うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額				
	円		円	円		円	円	円	円	円	円	円	
（項）医療提供体制確保対策費 （目）医療施設運営費等補助金													

（作成要領）

- 「国」の「交付決定額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において地方公共団体の収入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書（ ）をもって附記すること。

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院の名称

代表者氏名（開設者）

事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護補助者処遇改善事業費補助金について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、岐阜県補助金等交付規則第6条第2号の承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院の名称

代表者氏名（開設者）

事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護補助者処遇改善事業費補助金について、下記の理由により事業を中止（廃止）したいので、岐阜県補助金等交付規則第6条第3号の承認を申請します。

記

中止（廃止）の理由

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院の名称

代表者氏名（開設者）

年度岐阜県看護補助者処遇改善事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金に係る事業が完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 所要額精算書（別紙3）
- 3 補助金調書（別記第2号様式） ※地方公共団体のみ
- 4 歳入歳出決算書（又は見込書）の抄本
- 5 補助対象経費の支出を証明する書類
- 6 その他参考となる書類（該当がある場合のみ添付）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院の名称

代表者氏名（開設者）

年度岐阜県看護補助者処遇改善事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定（交付決定）のあった
年度岐阜県看護補助者処遇改善事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり
請求します。

記

補助金請求額 金 円

1 確定補助金額（交付決定額） 金 円

2 請求額 金 円

<振込先>

金融機関本（支）店名	
口座名義人（フリガナ）	
普通・当座預金の別	
口座番号	

発行責任者	
担当者	
連絡先	

(別紙1)

所要額調書

(単位：円)

医療機関の名称	総事業費 A	寄附金その他の収入額 B	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額 C (A - B)	対象経費の支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	補助基本額 G	補助所要額 H
			0			0	0	0

- (注) 1 D欄には、(別紙2) 処遇改善報告書の看護補助者の実際の処遇改善額 (G) の合計の金額を記入すること。
2 E欄には、(別紙2) 処遇改善報告書の補助基準額 (F) の合計の金額を記入すること。
3 F欄には、D欄の金額とE欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。
4 G欄には、C欄の金額とF欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。
5 H欄には、G欄の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

看護補助者処遇改善事業費補助金・処遇改善報告書(病院分)

保険医療機関コード

保険医療機関名

Blank boxes for insurance code and name.

Main table with columns: 項目, 看護補助者数算定基準値(A), 令和6年2月から5月までの間における当該診療報酬を算定する病棟の1日平均入院患者数(B), 当該診療報酬を算定するための標準的な看護補助者配置数(C) ※(B)/(A)×5, 令和6年2月から5月までの各月において各病棟で勤務する看護補助者の常勤換算数の平均値(D) ※賃金改善を行った者, 補助対象看護補助者数(E) ※(C)と(D)を比較して少ない数に4を乗じた人数, 補助基準額(F) ※(E)に6,990円を乗じたもの, 補助対象期間(令和6年2月1日~5月31日)における各病棟で勤務する看護補助者の実際の処遇改善額(G) (単位:円). Includes summary rows for A207-3 and A214.

【記載要領】

- 1 「保険医療機関コード」欄には、診療報酬の請求等に使用される10桁のコードを記載すること。
2 (B)欄については、病棟毎の令和6年2月から5月までの間における1日平均入院患者数を記載すること。
3 (C)欄については、(B)欄の1日平均入院患者数を(A)欄の基準値で除して小数第1位以下の端数を切り上げたものに5を乗じた数とする。
4 (D)欄については、令和6年2月から同年5月までの各月における賃金改善を行った看護補助者の常勤換算した人数を合計し、4で除して平均人数を算出すること。
5 (F)欄の合計値は、千円未満の端数を切り捨てるものであること。
6 (G)欄については、各診療報酬を算定する病棟に勤務する看護補助者の処遇改善額に係る令和6年2月1日から5月31日までの合計額(4ヶ月分)を記載すること。

(別紙2)

看護補助者処遇改善事業費補助金・処遇改善報告書（有床診療所分）

保険医療機関コード

保険医療機関名

	看護補助者数算定基準値 (A)	令和6年2月から5月までの間における当該診療報酬を算定する病床の1日平均入院患者数(B)	当該診療報酬を算定するための標準的な看護補助者配置数 (C) = (B)/(A) ※端数切り上げ	令和6年2月から5月までの各月における看護補助者の常勤換算数の平均値 (D) ※賃金改善を行った者	補助対象看護補助者数 (E) ※(C)と(D)を比較して少ない数に4を乗じた人数	補助基準額 (F) ※(E)に6,990円を乗じたもの	補助対象期間（令和6年2月1日～5月31日）における看護補助者の実際の処遇改善額 (G)
A109 有床診療所療養病床入院基本料	6		0		0.0	0円	

A108 有床診療所入院基本料の「注6」に規定する看護補助配置加算							
看護補助配置加算1 ※当該診療所（療養病床を除く）に勤務する看護補助者の数が、2人以上の場合に算定	-	-	0		0.0	0円	
看護補助配置加算2 ※当該診療所（療養病床を除く）に勤務する看護補助者の数が、1人以上の場合に算定	-	-	0		0.0	0円	

合計

合計

合計

【記載要領】

- 「保険医療機関コード」欄には、診療報酬の請求等に使用される10桁のコードを記載すること。
- (B) 欄については、病床毎の令和6年2月から5月までの間における1日平均入院患者数を記載すること。
- (C) 欄については、(B) 欄の1日平均入院患者数等を基に、各診療報酬項目を算定するために必要となる看護補助者の数を以下の算式により算定したもの。各項目ごとに定められた数式を変更しないこと。
※A109の項目は、当該療養病床の1日平均入院患者数÷6により算定。A108の項目は、当該一般病床に勤務する看護補助者の人数に応じて1人又は2人とする。
- (D) 欄については、令和6年2月から同年5月までの各月初日における賃金改善を行った看護補助者の常勤換算した人数を合計し、4で除して平均人数を算出すること。
- (F) 欄の合計値は、千円未満の端数を切り捨てるものであること。
- (G) 欄については、各診療報酬を算定する病床に勤務する看護補助者の処遇改善額に係る令和6年2月1日から5月31日までの合計額（4ヶ月分）を記載すること。

(別紙3)

所要額精算書

(単位：円)

医療機関の名称	総事業費 A	寄附金その他の収入額 B	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額 C (A - B)	対象経費の支出済額 D	基準額 E	選定額 F	補助基本額 G	補助所要額 H	交付決定額 I	補助金受入額 J	差引過不足額 K (J - H)
			0			0	0	0			0

- (注) 1 D欄には、(別紙2) 処遇改善報告書の看護補助者の実際の処遇改善額 (G) の合計の金額を記入すること。
2 E欄には、(別紙2) 処遇改善報告書の補助基準額 (F) の合計の金額を記入すること。
3 F欄には、D欄の金額とE欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。
4 G欄には、C欄の金額とF欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。
5 H欄には、G欄の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。